

## 敦賀県における

## 旧藩蔵書(二)

杉原 丈夫

文部省が各府県から取り上げた書物の部数は三二八三部であるが、それ以前の調査部数(府県側からいえば報告部数)つまり書目として提出された部数は、前述のごとく六二二三〇部である。したがって調査部数に対する取り上げ率は五・二%である。

次に調査部数を府県別に見ると、ベストファイブは次のとおりである。末位に同数があるので、実際は六県になった。敦賀県と岡山県は、ここでも五位の中に入っている。

	調査部数	取上部数	取上率
愛媛県	三四〇〇	七〇	二・〇%
敦賀県	三二〇〇	二五八	八・〇%

岡山県 三二〇〇 一五〇 四・六  
 秋田県 三一四〇 四 〇・一  
 鳥取県 三〇〇〇 八三 二・五  
 佐賀県 三〇〇〇 一七 〇・六

敦賀県は、調査部数でも取り上げ部数でも日本第二位という珍しい県である。

ついでながら、取り上げ部数でベストフアイブにはいった他の三県の調査部数は次のとおりである。

石川県 記載がない。  
 滋賀県 二〇〇〇 二〇三 一〇・二  
 高知県 二〇〇〇 一五一 七・六

このようにして敦賀県は三二〇〇部の旧藩蔵書中二五八部を文部省に召し上げられたのであるが、なお三千部に近い蔵書を手もとに所有していた。ところが敦賀県はこれを保存して書籍館を作ろうというような気はまったくなく、ただちにこれを売払って、中小学校用に新しい書物を買う資金にしようと考え、文部省へ上申書を出している。

管内旧藩蔵書処分二付上申  
 当県下旧藩ノ蔵書ノ内、今般御省御用ニ

相成候書類ヲ除キ、尚莫大ノ部数ニ候処、別段管理ノ者モ無之、往々蟲蝕ノ患ヲ生シ候ニ付、他日購求シ難キ奇書珍篇ヲ除外、一切売却仕、将来中小學必需書籍ノ資本ニ充申度候条、此段奉伺候。至捷御指揮可被下候。以上。

明治八年九月七日

敦賀県権令 山田武甫

文部省はこの上申書を東京書籍館に回してその意見を求めた。東京書籍館の回答は次のようなものであった。

該県現在書籍三千二百部有之。珍書モ多数ニ候処、別紙表目ノ書籍ハ別テ珍異ノ書ニ有之候ニ付、採蒐部数多分ニハ候得共、当館へ備置、衆人ノ広益ニ供度候条、此段及御回答候也。

そして別紙表目には、武道三国志以下五二部を追加指定している。ところがこの武道三国志は、後に記載する二五八部のリスト（取り上げられた書籍の表）の中に含まれているから、最初二〇六部召し上げられ、追加して五二部提供を命じられたことになる。東京書籍館でも最初

は多少遠慮して地方にかなりの部数を残しておいたのであるが、敦賀県が売払うといったから、さらに追加して取り上げたのである。敦賀県の愚かさがわかるようである。

それでは他の県はどのようにしていたであろうか。比較のため数県の例をあげてみよう。岩手県は、文部省が朱印をつけた以外の書物のうち刑律の本および字典は県庁へ備え置き、その余は売払って小学の資本に加えるよう申請している。これに対し東京書籍館は差しつかいなしと回答した。

山梨県は、文部省が朱印をつけた本のうち甲斐国志は必要な本だから、写本を作って差し上げるので、今すぐ差し出すことはできない。また山梨県立師範学校の蔵書となつていゝものは、師範学校の先生からの申立てでもあるので、これはそのまま全部師範学校にすえ置きたい。と申し出ている。これに対しても東京書籍館は差しつかいなしと答えている。結果的には山梨県は一部も提出しなかった。

## 杉原 敦賀県における旧藩蔵書(二)

千葉県は、旧佐倉県の書籍は私立中学にて使用しているので、これを引き上げでは「教育ノ運否、且同校ノ興廃ニ関係致シ、学事奨励ノ際不容易儀ニ付」特別に無代価にて同校に下げ渡すようお願いしている。これに対し東京書籍館は、それを認めているが、ただ十三部の写本につき、これは「現今稀有ニシテ、殊ニ学校所有ノモノニ無之」であるから、提供するように求めている。結局千葉県はこの十三部を出しただけである。

静岡県も、東京書籍館の再三の要求にもかかわらず、師範学校に備え置くからお需めに応じたいといって拒否している。静岡県も結局地図十二部を出しただけである。

島根県は、県でも書籍館を設立するからという理由で、提出を免除されている。各県それぞれに防衛しているのである。敦賀県のように書籍に無関心な県は例外であったかも知れない。

福井県は二八五部を供出し、供出部数では全国第二位であった。この部数をさ

らに旧藩ごとに内訳を示すと次のとおりである。(国会図書館の「図書館研究シリーズ」第十五号に掲げてある旧藩別の部数は数を誤っているので、ここでは訂正してある。)

旧福井藩	二〇八部
旧勝山藩	三
旧小浜藩	九
旧大野藩	二
旧鯖江藩	二四
旧丸岡藩	一二

ここで見ると、旧福井藩がずばぬけて多い。つまり多数の良書を所蔵していたことになる。これら二八五部の具体的書目を次号以下において誌面の余白があれば掲載する。(未完)